

<研究>三浦半島南部の漁業

大和, 裕子

(出版者 / Publisher)

法政大学地理学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政地理学会会誌

(巻 / Volume)

2

(開始ページ / Start Page)

3

(終了ページ / End Page)

7

(発行年 / Year)

1952-02-01

しこの時は炎熱続きつような盛夏の頃でもありましたし、教授・學生一同の心の中には聊か先生の退院後を案ずるものがありました。しかし、先生は超然として一學期の講義のしめくりをなされ教室を去つてゆきました。

尤も先生は病氣中と雖も近親者の手厚い看護や、名醫の力によつて少しでも好轉の兆が見えますと、病床にありながら私達の論文をつぶさに批判して下さる熱意でありました。八月の休みには東北、北海道の旅行に深く立ち一ヶ月にもなんなんとする日子を費し、歸京すれば又豫定の行動として學生を連れて或は秩父の山へ、或は三浦半島へと巡檢を行い、その活動は全く超人間的でありました。

その過勞がたゞつてか、初秋の風に誘われて又もや山手病院の二號室に入らざるを得なくなつてしまいました。秋の陽の射す二號室には先生の恢復を物語るうららかな日もありました。暮のクリスマス等には全く好轉して、必ず先生の御講義をうけたまわることが出来るであろうと、どの位一同は待ちました事でしょうか。

その期待はずれて新春を迎えると、冷い野分は山手病院の二號室に吹いて來ました。法政地理學會の幹事が訪れた一月二十七日黄昏時には何時になく先生の御言葉は明朗で、先生は長い間、顔に入れておられた法政大學の發展のために、又地理學教室のために最後の言葉を下さいました。たゞあの時先生は「自分の願いがかなわなかつたことは残念だ」といつて言葉を閉じられました。聞くもの總て眼をあつくし、肅々として部屋を去りました。しかしその時一同の心には必ずや先生の御厚志の萬分の一にも報いる様に盡力せんとする氣配に漲つていました。

どうか先生、學校並びに學會の發展を草葉のかけで見えて下さい。私達は力の及ぶ限りの努力に依つて會を發展させ衷心より先生の御冥福をお祈りいたします。

昭和 26 年 1 月 30 日

研 究

三 浦 半 島 南 部 の 漁 業

大 和 裕 子

I. 序

我が國に於ける漁村社會は、日本資本主義社會を構成している分業體として1經濟體をなしている。この漁村社會は、一應資本制下に、近代社會を基盤とし成立して居り、それは農村から分離していつた社會ではあるが別個の村落として發達して來ている。家族勞働を基盤として單純商品生産を行う漁村もその近代化の過程に於ては、地域的に自然的歴史

的、經濟的諸條件により各々異つた發展の形態をとつてゐる。これら各々異なる漁村社會が如何なる段階に達して來ているか。或は發達過程の遲速の原因が何であるかを地域的に比較對象して考察することも我が國漁業の地理學的解明の一方法であると考え本調査研究を行つた。

本稿に於ては半島南部金田灣に臨む北下浦、南下浦の砂濱地域にのみ限定し、その漁業について簡略に述べることとする。

I. 漁業の發達

この地域に漁業が行われる様になつたのは、富津漁業史にもみられる様に上方漁民のもたらしたものであつて、この地にも現在まかせと言ふ言葉が残つてゐる。又、現在長澤部落内の熊野神社は、紀州から來た漁夫がこの地を去るに當り、漁場一切の權利を網元の長島氏の祖先に譲つて、記念に建立していつたものと言われている。大體近世初當に西國から關東一圓に傳來したと同時期にこの地域でも漁業が行われるに至つたと考えられる。

II. 漁業權及漁法期間

一切の權利を受け繼いだ長島氏の祖先は地先漁場の有力な網元として勢力を得、明治35年の漁業法が施行される迄、地曳網を主とする網元、網子の關係は存續せられた。漁業法の施行と共に地先専用漁業權と共に地曳の特別漁業權等が設定せられ更に凡そ20年前頃から定置網が使用される様になつた。地曳網は昭和9年頃迄は壓倒的であつたが現在は定置が主として行われている。地曳も定置もイワシが主であつて新編武藏風土記稿(五)長澤村の項にも海に於る産物は「ひしこ、鰯小魚多し」とある。漁業の種類も根八田網、もたつあみ、かます流刺網、ます建網、たこつば等小規模なものが澤山農業の片手間に行われている。

(1) 地曳網特別漁業權

この地先海底は砂質ではあるが南下浦岩井口附近から松輪にかけては、海底に岩が出て居り、網の底曳には適していない。そこで地曳網を行う地域は、野比を中心として、長澤、津久井、上宮田の海岸に限られる。野比における地曳の經營は、宇の共同經營である。即ち「東」「中村」「下」の三字が夫々一張づつ組合から借りうけている。故に宇の團結は強固で漁場の支配は嚴しい。長澤津久井、上宮田では、漁業權は組合で握つていても實質的な漁場支配は個人的色彩が濃い。地元の小資本家に依り事實上經營されている。上宮田でも慣行による色彩をもち、二・三名位で株をもち經營している。

(2) 定置網漁業權

この地域の定置網は十七張あり、之も地元の資本家が組合に貸賃料を支拂つて借りうけている。之には地曳網の網元が經營を兼ねているものもあり、又、鷗水産という小會社が一張經營している。

(3) その他の漁業權

東京内灣では、漁場の廣さが限られているので漁場の入漁權、漁具の制限等もあり、他浦との争も屢々史料に見出されるが、この地域では割合緩和されている。それは海の方へ

と侵出できることが或る程度可能であり、又、沿岸の人口移動が余り變化がなかつたことが考えられる。この様な漁業が行われているために漁期も週年に亘つている。いわし漁業は12月、1月の2ヶ月位が休みの時期である。

Ⅱ. 漁業労働の形態と組織

地曳網漁業は九十九里濱の様な大きな網ではなく、小規模なものである。それは、砂濱が狭少であることと、海底に岩が突出していることに原因している。前述の様に野比では字の共同経営を行つているので、字の者はその字の地曳に参加し利益の分配にあづかつている。

その分配方法は先づ資材を購入する爲に利益の $\frac{1}{2}$ を保存し、残りの $\frac{1}{2}$ が株代に依つて分配される。長澤津久井、上宮田では、個人的な経営にまかせているため、地曳に参加する者は、その網主の縁故関係のものとか、株代を所持している者、及びその家族が参加し、利益の分配を受けている。しかもこの分配に2方法が用いられている。一つは、日當幾らと定められ男50圓女30圓位で、豊漁の時には特に酒代として別に何がしか與えられる。他の一つは「代分け」である。これは、その時々漁獲物の高によつて「代分け」が異なる。大體歩合制で四分六分でわけられる。引子はどこの網元の網を曳くか定つている概ね家代々の關係（主従關係等）の者が雇われている。

次に定置網漁業についてみると、この地域で使用されている網は、相模灣沿岸に於て使用されている網より小型のものであり、所謂猪口網掛網である。前述の様に、地元の資本家が漁業會に賃貸料を支拂つて借りている。例えば長澤津久井の部落では前記長澤氏外二氏が四張の定置網漁業権を一ケ年6萬圓の金と、水揚の三分を組合に支拂つている。地曳網から定置網へ發展して來た理由としては

- (1) 沿岸地域の森林、竹藪等の開拓に依つて魚類が岸近く洞游しなくなつたこと。
- (2) 地曳によつて採漁されていた鯖の洞游が潮流の變化に依り沿岸から沖合へ遠ざかつた。
- (3) 同じ金田灣内でも野比は海に突出しているため地曳網に依る收獲も相當あるが、南に依つた灣内は引込んであるので魚が岸近く迄入つて來ないから地曳網ではとりにくい。
- (4) 海底に岩が出ていたので網が使用しにくい。
- (5) 魚類の商品價値の増大と遠洋沖合漁業の發展につれて沖での漁業が有利となつた。等々が考えられる。そこで地元漁民の中でも多少の資本を有する網元、地主等が個人乃至二・三名の者と共同で定置網の資材を購入して沖合へ出ることを考えた。之等のことに依り水深27m以上の所を許可をうけて、地先専用漁場内で定置網漁業が行われる様になつたのである。この定置網漁業を行うために設置する網は規模もある上に、左右に網の保護をするための廣さがあるので他の漁民は漁撈をするにもその區域に入ることは出來ない。又最近では沖合へ沖合へと、張り出すことに依つて少しでも漁獲物を多くするために認可を

受けた場所よりも更に沖合へ出て水深 31 乃至 32m 位のところに設定されている。

専用漁業権設定区域より區沖合へはみ出る状態である。そのためお互いの保護区域さえも重なり合つて網を痛めることもあると言う。このために専用漁場内で漁撈を行つている漁民は益々魚類の侵入をふさがれた形となり零細な經濟生活をおびやかす状態となつている。

、定置網漁業の勞働に従事する漁民は專業に網元に雇われている。相模灣その他で行われている様に、30 名位が漁船 3 乃至 5 位に乗つて行方程ではなく、12、3 名位が 2 隻の小型動力船（2 トン位）で「網起し」作業を行うのである。海へ出ない日は、網の手入れを行つている。この船子は 15・6 才の時から雇われて 2 年位で一人前になると言う。大體地曳網が主に行われていた頃の血縁關係とか網子家族であつたものが雇われている。皆同じ様な仕事をなすが船長、及び機械をいじる者は、近親者である。長島氏の場合も娘の養子が船長を勤めている。これは合であげた漁獲物を他の市場へ横流しされない爲の日付役と言つてよい。

船子は一ヶ月凡そ一萬二・三千圓の給料であると言うが船頭や機械を使う者は特別に二人分とか一・五人分とか支拂われている。地曳、定置の漁業に於ても半封建的、血縁的な家長長制が今日に於ても残存し零細漁民を縛りつけていると言うことがその勞働組織の中にかがう事が出来るのである。

Y 漁 獲 物

本地域に於ける主な漁獲物は鰯を主とし、鱈、鯖、せいご、ばら、磯魚、鯛、をこ、海藻類である。

鰯の漁期中五・六・七月における収入は年収入の 50% 以上を得る事が出来ると言う。收穫された魚類は京濱市場へ海路或はトラック等に依り運送される。その外、地元加工業者に販賣される。この場合必ず土地の仲買商を通じて賣買が行われる。仲買商と網元の關係は定つていて、各網元には專屬の仲買がついている。仲買をする者は大體土地の魚屋である。長澤では五軒あり、三人の定置網々元と直結している。これは網元が仲買から多少の資本を借りている爲である。この地先で收穫された、鰯は五・六・七月頃のは遠洋鰹船が餌として買いつて行く。その外の時期のは煮干に加工されるか鮮魚として京濱市場へ出される。遠洋漁船に積込まれる鰯は地曳網によつて陸送引き上げられたものは、餌として耐久力がない。そこで定置でとれたものを仲買人個人が出資して作つた生簀の中に放たれる。そして鰹船が漁に出る時に、この地先海面に来て生簀中の鰯を船中に設けられた水槽の中に入れて出て行くのである。故に餌になる鰯は小型であり、又暑さに対する耐久力もあることが大切で、7・8 月以前にとれる鰯が喜ばれる。生簀を作るための仲買の出資は約 5 萬圓位であるが遠洋漁船の所有者である資本家から融資を受けるのである。そのため、餌の賣買先も決つている。海水の入つたままの一斗樽中の餌を一千圓位で買つと言う。金田灣にくる鰹船はその大部分が清水、鶴津の船であり、その外は茨城、仙台船であると言う。近接した三崎からの船は少いと言う。こゝで餌を積込んだ鰹船は大體近海で

漁を行う。

加工者に賣り渡すのにも融資の關係で決っている。この場合加工業者と言つても漁業の傍、家内工業的な方法に依つて製造しているのである。

本地域は、横須賀から三崎に至る一本道路に面し交通も發達せずトラック又はダットサンの輸送に依るものであるが、京濱地帯の近接地として農業と共に非常に有利な地位を占めている、半農半漁の村である。

Ⅵ 結 語

以上金田灣砂濱地域の漁業について述べて來たが要約すると次の事が言えるのではなからうか。

- 1 砂濱漁村として本地域もその近代化の過程に於て漁法に於て地曳より定置えの漸次的移行が認められる。
- 2 漁法は發展して來ているが地曳網における網主、網子の關係は引き續き存続されている。
- 3 地元の小漁業資本家に依つて沿岸漁業も沖合への移動がなされているが、それはあくまでもそれら資本家の獨占的利潤追求の手段としてである。
- 4 それら資本家も自分の川資では經營出來ず最も近代化された遠洋漁業資本家と餌を媒介として補助を受けている。
- 5 この地域は漁業と共に、野菜栽培に好適であることから京濱市場向け蔬菜栽培地としての性格を有している。
- 6 そのため純漁、純農村地域より經濟的に豊かであることが漁民の社會的意識、封建的なものからの脱却が緩慢であることが言える。

参 考 文 獻

- 三浦半島の海岸につきて 青木康二郎 地球第3巻第1號
三浦半島に於ける集落の發展 篠浦進一 田中啓爾記念大塚地理學會論文集
神奈川縣水産要覽 神奈川縣水産會編 昭和9年
關東の臨海漁村 青野壽郎 地理學研究昭和17年10月

東京灣内に於ける養殖地域の海面權所有形態に就て

1 北海區の本場海苔を主として

松 島 一 夫

I 序 言

本研究は東京下町社會に於て、特殊産業形態を有する地域の地理的性格を把握せんとす